

離婚協議書

山田太郎（以下甲という）と妻山田花子（以下乙という）とは、甲乙間の離婚について以下のとおり合意する。

第1条 甲と乙とは、この度、協議離婚をすることに合意し本協議書を元に強制執行認諾文言付公正証書を作成する。

第2条 甲と乙は、甲乙間の未成年の子 山田次郎（平成 21 年・・月・・日生、以下丙という）の親権者を乙と定め、乙が丙の監護養育をする。

第3条 甲は乙に対し、このたびの離婚に対する慰謝料として、金 300 万円を一括して平成・・年・・月・・日までに、乙指定の下記口座に振り込むことにより支払う。

大阪神楽坂銀行 甲子園支店 店番 6 普通 1234567 ヤマダハナコ

第4条 甲は乙に対し、財産分与として、金 300 万円を支払う。支払方法は分割払とし、月 5 万円を平成・・年・・月から平成・・年・・月まで第 3 条記載の乙指定の口座に毎月 10 日限り振り込むことにより支払う。

第5条 甲は乙に対し、丙の養育費として、月額 3 万円を平成・・年・・月より丙が成人に達する日の属する月まで乙指定の下記口座に毎月 10 日限り振り込むことにより支払う。

大阪神楽坂銀行 鳴尾浜支店 店番 1 普通 9876543 ヤマダジロウ

第6条 甲の丙に対する面接交渉権について下記のとおり取り決めた。

- 乙は甲に対し、月に 1 度程度丙との面接交渉を認める。
- 甲と乙は甲の丙に対する面接交渉の場所、時間、送迎方法などについては、面接交渉の都度、事前に協議して決定するものとする。

第7条 甲が次のいずれか一つにでも該当することとなった場合、以後期限の利益を喪失するものとし、乙の催告を要することなく直ちに残金全額について完済しなければならないものとする

- 1 金銭債務の割賦金を一度でも延滞した場合。
- 2 破産、民事再生手続開始の申立がなされたとき
- 3 他の債務につき差押、仮差押、仮処分または強制執行、担保権実行を受けた時
- 4 国税滞納処分を受けたとき
- 5 本契約の条項に違反したとき

第8条 甲乙双方は甲乙双方の名義の負債に関しては相互に一切負担しない。また、甲乙双方の名義の負債に関して甲乙双方は連帯保証人及び連帯債務者になっていないことを、甲と乙は確認した。

第9条 当事者である甲及び乙は以上をもって甲乙間の離婚に関する紛争を全て解決したものとし、本協議書に定めるほかには慰謝料、財産分与等名目の如何を問わず、一切の財産的請求をしない。

第10条 甲と乙は本日現在、本協議書に定めるほかには相互に何らの債権債務の無いことを確認する。

第11条 甲は本協議書に基づく金銭債務を履行しない時には直ちに強制執行に服することを認諾する。

第12条 甲と乙は平成・・年・・月・・日までに本協議書を内容とする公正証書を作成することに合意し、相互に誠意を持って公正証書作成手続きに協力する。

第13条 本契約から発生する一切の紛争の第一審の管轄裁判所を乙の住所地を管轄する地方裁判所とする。

上記のとおり合意したので、本協議書 2 通を作成し甲乙戊各自署名のうえ、実印を押印し、印鑑証明書を添付したうえで、各自 1 通ずつ保管する。

平成 年 月 日

(甲) 住 所

氏 名

(乙) 住 所

氏 名